

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社に雇用され、B所在の同社Cビルにおいて勤務していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、通常であれば、徒歩にてD駅に向かうところ、雨が降っていたが、自宅に傘がなかったことから、自転車を使いE駅近くのコンビニエンスストアに立ち寄り雨具（レインコート）を購入した後、D駅に向う途中、Fビル横断歩道の手前で走行中の自転車のタイヤが雨で滑り転倒した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、G病院に救急搬送され、「遷延性意識障害、左大腿骨転子部骨折等」と診断された。

請求人は、本件災害は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付の請求をしたところ、監督署長は、本件災害は通勤災害とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件災害が通勤災害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労災保険法第7条第2項及び第3項によれば、通勤とは、労働者が就業に関し住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復するものをいうとされており、ここでいう「合理的な経路」とは、一般的な労働者が用いるものであって、最短距離と認められる経路をいうものと解される。

この経路は、必ずしも1つの経路しか認められないものではないが、本件の場合、療養給付たる療養の給付請求書に記載された請求人の通常の間路及び自宅、会社と鉄道駅の間関係等からみて、自宅からD駅に向かうことが合理的な経路と認められる。

しかしながら、本件災害の間所は、会社に向かつてD駅とは反対の間関係にあり、明らかに合理的な経路から逸脱していることが認められる。

- (2) ところで、労災保険法第7条第3項ただし書及び労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）第8条第1号によれば、合理的な経路から逸脱又は中断した間所であっても、当該逸脱又は中断が「日用品の購入その他これに準ずる行為」等を行うための最小限度の間所である間所には、その逸脱ないし中断の間所を除き、通勤な経路に復した位置から再び通勤として取り扱うこととされている。

請求人は、本件災害は雨具を購入した直後に発生した間所であり、雨具の購入は日用品の購入に当たると主張するが、本件災害当日、自宅から出勤する間に既に雨が降っていたことや、通常は徒歩で最寄りのD駅に向かうことを鑑みれば、わざわざ濡れながら自宅から遠方となるE駅まで自転車で移動する必要はない間所であり、当該行為は一般的には理解し難い間所である。

(3) いずれにしろ、請求人が雨具を購入するためコンビニエンスストアに立ち寄る行為が労災則第8条第1号の「日用品の購入その他これに準ずる行為」に該当するとしても、本件災害は合理的経路に戻る途中に発生しているのであるから、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても本件災害は労災保険法所定の通勤災害には該当しないと判断する。

3 以上のとおりであるので、本件災害は通勤災害とは認められず、監督署長が、請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。